

野々市市商工会プレミアム付商品券事業実施要綱

(目的)

第1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い影響を受けている商工会員事業者を支援するとともに、市民の消費を喚起し、地域経済の活性化を図ることを目的に、野々市市商工会（以下「商工会」という。）が、予算の範囲内において市内で使用可能なプレミアム付商品券（以下「商品券」という。）を発行することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 前条の目的を達成するために、商工会が発行するプレミアム額を付加した使用期限付の券をいう。
- (2) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- (3) 取扱事業者 市内において特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として、事前に商工会に登録した者をいう。
- (4) 個店 店舗の床面積が500平方メートル未満、かつ、従業員35名以下の店舗をいう。
- (5) 共通券 すべての取扱事業者との特定取引に使用可能な商品券をいう。
- (6) 個店限定券 個店の取扱事業者との特定取引にのみ使用可能な商品券をいう。
- (7) 引換販売所 第7条に規定する購入引換券及び代金と引き換えに商品券を販売する事業所として、商工会が指定したものをいう。
- (8) 換金 取扱事業者が特定取引を行ったことにより受け取った商品券の券面に表示する金額に相当する金額を現金に換える行為をいう。

(商品券の発行等)

第3 条 商工会は、この要綱に定めるところにより、商品券を発行する。

- 2 商品券の名称は「プレミアム商品券」とする。
- 3 商品券の1枚当たりの額面は、次の各号に掲げる券の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 共通券 1枚当たりの額面は1,000円とする。
 - (2) 個店限定券 1枚当たりの額面は500円とする。
- 4 商品券は1冊単位で販売するものとする。
- 5 商品券の発行冊数は、3万冊とする。

6 商品券のプレミアム率は30%とし、1冊あたり13,000円分の商品券を10,000円で販売する。

7 商品券1冊あたりの枚数は18枚とし、その構成は共通券8枚及び個店限定券10枚とする。

(購入対象者)

第4条 商品券を購入できる者(以下「購入対象者」という。)は、市内居住者とする。ただし、販売冊数が第3条第5項に規定する冊数に満たない場合はこの限りでない。

(購入限度額等)

第5条 商品券の購入限度額は、1世帯あたり5冊までとする。ただし、販売冊数が第3条第5項に規定する発行冊数に満たない場合はこの限りでない。

(購入申請)

第6条 商品券を購入しようとする者は、商工会が指定する期限までに、別に定める方法により、商工会に申請しなければならない。

(購入引換券の交付の決定)

第7条 商工会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、購入引換券の交付を決定し、当該申請を行った者(以下「購入申請者」という。)に購入引換券を交付する。ただし、内容に疑義がある場合は、商工会は当該購入申請者に対し必要な資料や説明を求めることができる。

2 前条の規定による申請が第3条第5項に規定する発行冊数を超える場合、第5条の購入限度にかかわらず、商工会が別に定める方法により決定するものとする。

(商品券の購入及び販売)

第8条 前条の規定により、購入引換券を交付された者、その代理人又は使者(以下「購入引換券受領者」という。)は、商工会が指定する期間内に、引換販売所において購入引換券の提示及び代金と引き換えに商品券を購入することができる。

(商品券の使用範囲等)

第9条 商品券は、前条の規定により商品券を購入した者と取扱事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。ただし、次の各号に定めるものの購入又は支払には使用できないものとする。

(1) 現金への換金

(2) 換金性があり、広域的に流通しうるもの

- (3) たばこ
- (4) 土地・家屋購入、家賃・地代等
- (5) 医療保険等の負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (6) 出資及び債務の弁済
- (7) 国税、地方税、使用料その他の租税公課
- (8) 振込手数料、公共料金
- (9) その他商工会が不相当と認めるもの

2 商品券の使用期間は、当該商品券を発行した日から令和3年2月15日までとし、使用期間を経過した商品券は無効とする。

3 取扱事業者は、商品券の使用において、額面以下の特定取引をした場合のつり銭は支払わないものとする。

4 商品券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。

（取扱事業者の登録資格等）

第10条 取扱事業者として登録できる者は、市内に事業所を有する商工会員とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは登録資格を有しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行っている者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- (3) 役員等が暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) その他商工会が不相当と認める営業を行う者

（取扱事業者の登録申請）

第11条 取扱事業者への登録をしようとする者は、商工会が指定する期限までに、別に定める方法により、商工会に申請しなければならない。

（取扱事業者の登録）

第12条 商工会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録を認める場合は、商品券取扱事業者登録証を交付する。

（取扱事業者の責務）

第13条 取扱事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定取引を行う事業所内の見やすい場所に、商工会から送付された取扱事業者を証する書類を掲示すること。

- (2) 特定取引において商品券の受け取りを拒まないこと。
- (3) 他の事業者名の記入又は押印がある商品券の受け取りを拒否すること。
- (4) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに、速やかに商工会に報告すること。
- (5) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (6) 商工会が本事業に関する調査を行うときは、協力をすること。
- (7) その他この要綱の規定に反すると認める行為をしないこと。

(取扱事業者の登録取消)

第14条 商工会は、取扱事業者において、第11条の規定による申請内容に虚偽があると認めた場合又は前条各号に定める事項に反する行為をした場合は、当該取扱事業者の登録を取り消すことができる。

(商品券の換金請求)

第15条 取扱事業者は、第9条第2項に規定する使用期間内の特定取引において受け取った商品券を換金しようとするときは、商品券換金請求書に当該商品券及び商品券取扱事業者登録証を添えて換金機関に請求するものとする。

2 前項の請求は、商工会が別に定める期間に行うものとする。

3 第1項の請求は、商工会が商品券を発行した日の翌日から令和3年3月5日までに行わなければならない。ただし、商工会がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

(商品券の換金額の支払)

第16条 換金機関は、前条第1項の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査の上、請求額を支払う。

(商品券の払戻し)

第17条 商工会は、商品券の払戻しは行わない。

(商品券の保管)

第18条 第8条の規定により商品券を購入した者、引換販売所及び取扱事業者（以下「購入者等」という。）は、自己の責任において商品券を保管するものとする。

2 購入者等が商品券を保管中に紛失、盗難、滅失等の事故が発生した場合は、当該購入者等がその責を負うものとし、商工会は一切その責を負わないものとする。

(申請等が行われなかった場合の取扱い)

第19条 商工会は、第6条に定める購入申請に不備等があり、確認等に努めたにもかかわらず

ならず申請の補正が行われず、購入申請者の責に帰すべき事由により、購入引換券を交付ができなかったときは、当該購入申請が取り下げられたものとみなす。

2 商工会は、購入引換券受領者が購入期限内に第8条に定める購入を行わなかった場合は、商品券の購入を辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第20条 商工会は、購入引換券の交付後であって令和3年2月15日までに当該交付された者が購入対象者の要件に該当しない者（以下「返還対象者」という。）であることを把握したときは、把握した時期に応じて、以下のとおり対応する。

(1) 返還対象者が商品券を購入する前にあっては、返還対象者に購入引換券の返還を求める。

(2) 返還対象者が商品券を購入した後、かつ、商品券を使用する前にあっては、返還対象者に商品券の返還を求め、商品券の返還が行われた後、返還された商品券の購入代金を返還するとともに、返還対象者が引き続き購入引換券を所持している場合には、前号と同様の措置を講ずる。

(3) 返還対象者が商品券を使用した後については、返還対象者に商品券を使用した額のうち、プレミアム額に相当する金額の返還を求めるとともに、返還対象者が引き続き商品券や購入引換券を所持している場合には、前号と同様の措置を講ずる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月12日から施行する。

《令和2年8月12日・制定》